

経営改善支援保証のご案内

○経営改善支援保証とは

財務上の問題を抱えている中小企業者に対して、認定支援機関等が連携して、実現可能な経営改善計画書の策定を支援するとともに、経営改善計画の実施等に必要な事業資金の円滑な融資を支援し、中小企業者の経営改善・事業再生の促進を図ることを目的として創設した制度です。

○ご利用できる方

今後とも金融機関の支援の継続が可能であり、次の全ての要件を満たす中小企業者。

- (1) 認定支援機関が策定を支援した経営改善計画を有し、経営改善支援センター事業の利用申請を行い、受理の通知を受けていること。
- (2) サポートミーティングを活用していること。
- (3) 当協会の保証利用があること。

○制度概要

借入限度額	1000万円
保証期間	(一括返済の場合)1年以内 (分割返済の場合)7年以内
対象資金	事業資金(運転・設備)。ただし、経営改善計画の実施に必要な資金に限る。
貸付金利	金融機関所定利率
信用保証料率	責任共有対象：借入金額に対し0.45%～1.90% 責任共有対象外：借入金額に対し0.50%～2.20% ただし、セーフティネット保証(1～6号)利用の場合は0.8%とする。
担保	必要に応じて徴求します。
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要です。
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書類が必要です。 ・経営改善支援センター事業費用支払申請書(写し) ・経営改善計画書(写し) ・その他協会が必要と認める書類
取扱期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日

～詳しくは、ホームページまたは管理部まで。～

<お問い合わせ先>



大分県信用保証協会

<http://www.oita-cgc.or.jp>

管理部 再生支援課 (吉岡・大塚)

TEL: 097-532-8296